

第2回 恵那市太陽光発電施設検討委員会【要旨】

日時：令和3年5月26日（水曜日）

午前9時30分から

場所：恵那市市民会館第2会議室

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議事

(1) 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例パブリックコメントの意見と回答

(2) 今後の方針について

4. 閉会

公開または非公開の別：公開

出席委員

前川 登 委員、市川 秀典 委員、瀬瀬 佳恭 委員、西尾 公男 委員、杉山 淳 委員、
福岡 隆 委員、阿部 護 委員、端元 博保 委員、奥村 一信 委員

傍聴者：9名

1. 開会

事務局より恵那市太陽光発電施設検討委員会開催のあいさつ

2. 委員長あいさつ

(端元委員長)

- ・パブリックコメントを見たが、多くの方が条例に関心を持っている。
- ・全国で二酸化炭素排出削減の動きがあり、恵那市で太陽光発電設備をゼロにすることはできない。
- ・今日は市民から寄せられたパブリックコメントを確認し、場合によってはコメントを採用して規則に反映していきたい。

3. 議事

(1) 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例パブリックコメントの意見と回答

事務局より資料1 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例パブリックコメントの概要と市の考え方について説明。

【委員からの質問・意見】

(前川副委員長)

- ・7ページの34番の意見「されているされている」になっているが、誤りではないか。

→ (事務局)

誤りなので、訂正する。

(2) 今後の方針について

事務局より資料2 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例パブリックコメントを受けた今後の方針案について説明。

【委員からの質問・意見】

(瀨瀨委員)

- ・地域の同意を出さなければいけないというが、市は事業者が開発協議申請を提出してから6カ月で事業の同意をしなければいけないといわれている。事業者が地域に話を持ってくる頃には、期限間近で同意について考える時間がない。

- ・同意を必須条件とするならば、同意の期限は延長されるのか。また、地域の同意はどれだけ期限を延長させることができるのか。
- ・地域と事業者の話し合いと行政の事務の決まりどちらが優先されるのか。

→（事務局）

地域と事業者との話し合いの不足がパブリックコメントにもあり、地域と事業者の話し合いが重要と考えている。事業者の対応が問題ということもあるが、地域もただ反対というだけでなく、事業者と話し合いをしてほしい。今後は市も仲介に入って、地域と事業者が良好な関係を保つことのできる環境づくりに努めていく。

→（端元委員長）

地域と事業者との話し合いを重要視するのはいいが、何年もダラダラと話し合いを続けてもいいのか。

→（前川副委員長）

現在、電気の固定買取制度（FIT法）は施設の運転開始期日を過ぎると取り消しになる。そうすると、期限が6カ月とかという話になってしまう。悪徳な事業者はそれを狙って期限近くまで放置して、市の同意が得られないからという理由で強引にやろうとする。

→（事務局）

6ヶ月という期限については条例や規則で明文化されているものはないため、行政上の手続きなど確認する。地域と事業者が長い期間話し合いをしないよう、地域と事業者間でお互い妥協点ということで協定を定められるようにしている。ひな形も準備しており、なるべく短い期間で話し合いが終了できるようにしている。

（前川副委員長）

- ・自治会に未加入世帯や自治会として成り立っていない地域は同意できない。事業の情報提供などフォローすることはできないか。
- ・景観条例の改正について周知方法を検討できないか。

→（事務局）

自治会未加入世帯等の件については今後検討していく。景観条例の改正についてはガイドブック作成するなどして周知する。

（西尾委員）

- ・条例のほか、規則、景観条例と幅広いことが検討の対象となった。順番に検討・改正していくのか。

→ (事務局)

太陽光発電設備設置に関する条例とその施行規則については改正できることから改正をしていく。景観条例については1年以上近くをかけて検討する。順番に改正していく予定。

(前川副委員長)

- ・資料1の48、49番の「地域住民の同意のない案件については認可後であっても取り消しをする」という回答に規則改正で改めてパブリックコメントを実施するという回答がついているがどういうことか。

→ (事務局)

過去に同意したものを取り消すことは法の不遡及の原則から考えてできない。

→ (端元委員長)

ここでの回答は、過去に遡って同意を取り消すことはできないが正しい。

→ (事務局)

47番から52番まで同じ回答をしたが、48、49番は確かに回答が少し異なる。

→ (前川副委員長)

何らかの個別の回答をしないといけないのではないか。

→ (事務局)

ホームページで公開している。

→ (前川副委員長)

こういう回答内容だと、意見を出した市民が「意見が通った」誤解してしまうのではないか。

→ (端元委員長)

こういった場合は、「条例(規則)で反映できます。」「～なのでできません。」とはっきりさせたほうがいい。

(瀨瀨委員)

- ・条例改正のスケジュールについて、6月議会の条例改正で大井町の設置が適当でない区域における1000㎡未満の設置の問題は解決されるのか。

→ (事務局)

現在の予定では、6月議会の条例改正で解決される予定。

(西尾委員)

- ・今回、検討しているのは条例か。

→ (事務局)

規則を検討している。

4. 閉会

前川副委員長より閉会のあいさつ